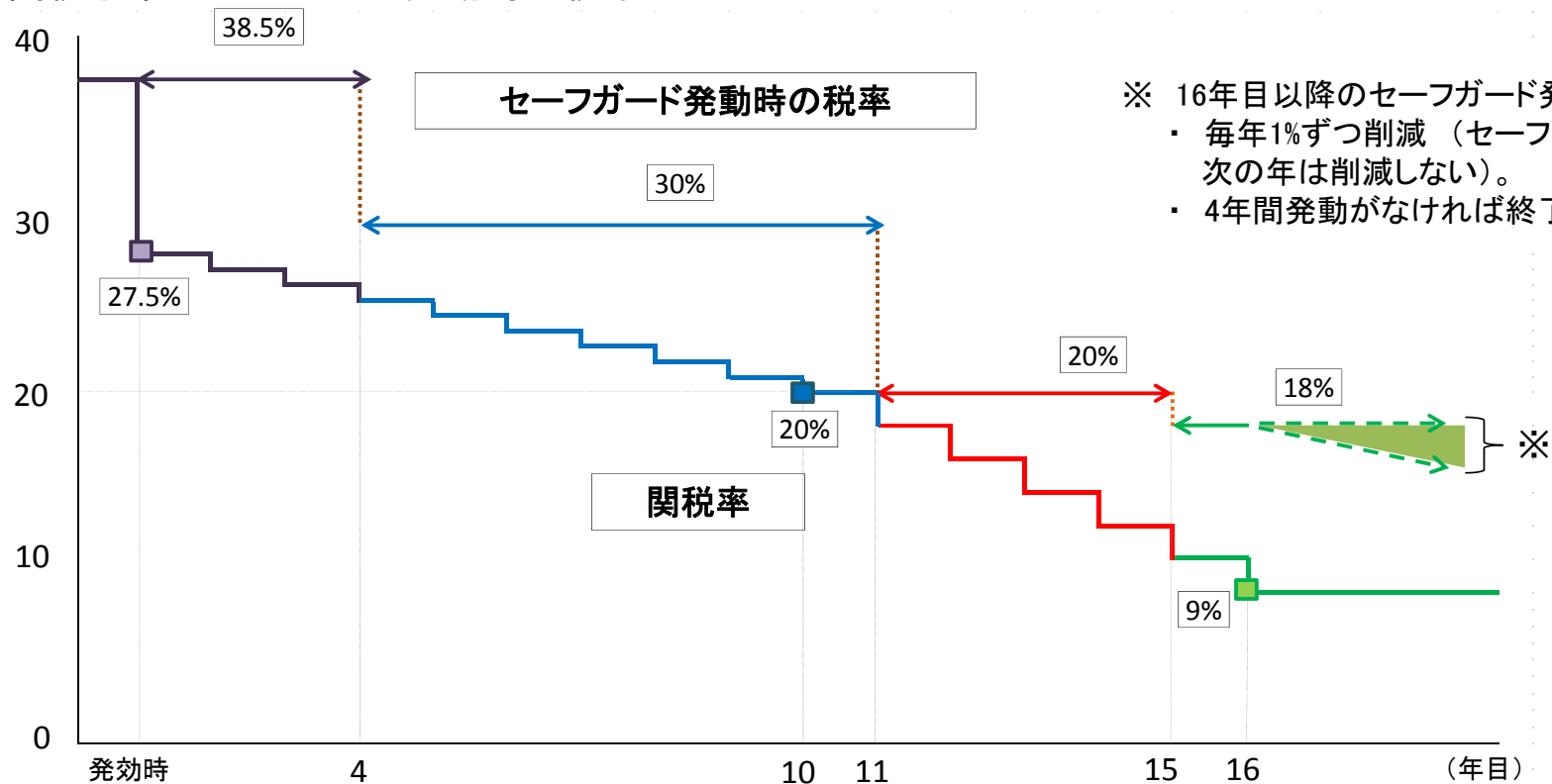


牛肉

○ 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量 初年度:43,500トン→16年目:53,195トン。

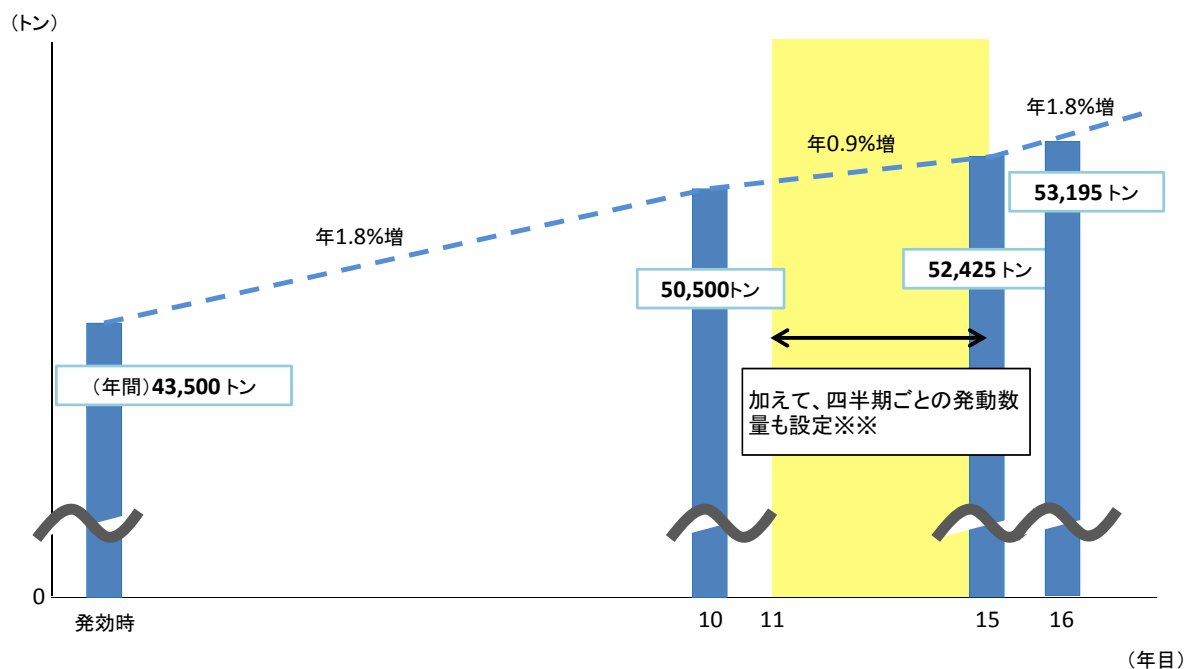
関税水準とセーフガード発動時の税率



セーフガード

- EU産牛肉については、
 - ① 牛肉の輸入自由化以降、最大でも985トン(平成27年度、全輸入量の0.2%)しか輸入実績がなく、現時点では我が国での競争力は高くないと考えられること
 - ② 我が国から距離が離れており、消費期限との関係から、船便では冷凍牛肉しか輸入できないことから、当面EUからの輸入量は限定的と見込まれるが、念のため、セーフガードを確保。(TPP協定の牛肉セーフガードと同様の仕組み)

EU28か国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



輸入量	
(2014~2016年平均)	うち EU
51万トン	総計: 628 ^{トン} ポーランド: 299 ^{トン} アイルランド: 136 ^{トン}

(参考)

- ・ TPP国からの全世界への輸出量(H28): 279万トン
- ・ EUから域外への輸出量(H28): 21万トン ← 8%

※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)
 ※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

- EU加盟国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

その他の牛肉・豚肉関連分野(1/2)

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近年)	輸入量 (2014～2016年 平均)	
					うちEU
牛内臓 (ハラミ等)	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃	(ハラミ、サガリ) 0.3万トン	2.7万トン	総計:0.02万トン アイルランド:0.01万トン
牛タン	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	0.1万トン	3.5万トン	総計:0.05万トン アイルランド:0.03万トン
牛肉30%未満の調製品	21.3%	・毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	統計なし	0.0万トン (541トン)	実績なし
塩蔵、乾燥、くん製牛肉及び牛肉粉	161.50円/kg	・毎年同じ割合で削減し11年目に80.75円/kg(▲50%)に削減	統計なし	0.0万トン (9.5トン)	実績なし
その他牛肉関連 (牛生体、肝臓、その他調製品等)	(牛生体) 38,250～63,750円/頭	・毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃	(肉用牛) 飼養頭数 248万頭	(牛生体) 1万頭	(牛生体) 実績なし
	(牛肝臓(冷凍)) 12.8%		(牛肝臓) 0.4万トン	(牛肝臓(冷凍)) 0.1万トン	(牛肝臓(冷凍)) 総計:0.0万トン(0.3トン) オランダ:0.0万トン(0.3トン)
	(その他調製品等) 10～50%		(コンビーフ) 0.1万トン(※2015年)	(その他調製品等) 0.8万トン	(その他調製品) 総計:0.09万トン フランス:0.07万トン
豚肉調製品(ハム・ベーコン等差額関税のもの)	差額関税	・初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 ・セーフガードあり。【次頁参照】	23.0万トン (プレスハム含む)	1.0万トン	総計:0.4万トン イタリア:0.3万トン
豚肉調製品(ソーセージ等差額関税でないもの)	10～20%	・毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃	(ソーセージ) 31.1万トン	(ソーセージ) 3.9万トン (その他) 17.9万トン	(ソーセージ) 総計:0.4万トン デンマーク:0.2万トン (その他) 総計:1.5万トン オランダ:0.7万トン デンマーク:0.4万トン
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	8.5%	・毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	10万トン	0.0万トン(65トン)	実績なし
豚の冷凍の内臓	8.5%	・初年度4.3%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃		2.4万トン	総計:0.2万トン スペイン:0.09万トン オランダ:0.06万トン
子豚	8.5%	・即時撤廃	(豚) 飼養頭数 931万頭	104頭	総計:90頭 デンマーク:61頭 フランス:29頭
成豚(差額関税)	差額関税	・毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃		575頭	総計:238頭 デンマーク:108頭 オランダ:62頭